

米粉の利用拡大支援対策について

令和 6 年 9 月

農林水産省

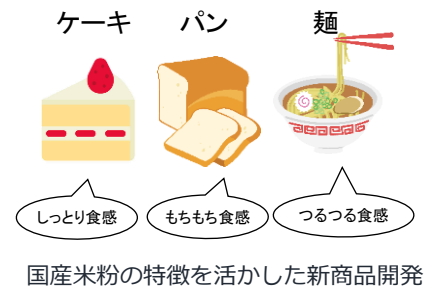
○ 世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化する中、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用は重要な課題です。米粉の利用拡大に向け、米粉の特徴を活かした**商品の開発**、米・米粉製品の利用拡大に向けた**情報発信**、需要の拡大に対応するための**製造能力の強化等**に向けた取組を集中的に支援します。

1. 米粉商品開発等支援対策事業

国産米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造事業者等の取組を支援
(1/2補助)

- ・ 米粉の特徴を活かした商品の開発
- ・ 米粉・米粉製品の製造等に必要な機械の開発、導入
- ・ 米粉を原料とする商品の広告宣伝（食品流通業者も対象）
- ・ 新商品の上市後3ヵ月間の原材料（米粉）費（※大企業は1/3補助）

【補助上限1億円、下限100万円】



2. 米・米粉消費拡大対策事業

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等
【補助率：定額】



3. 米粉製品製造能力強化等支援対策事業

製粉業者、食品製造事業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援（1/2補助）

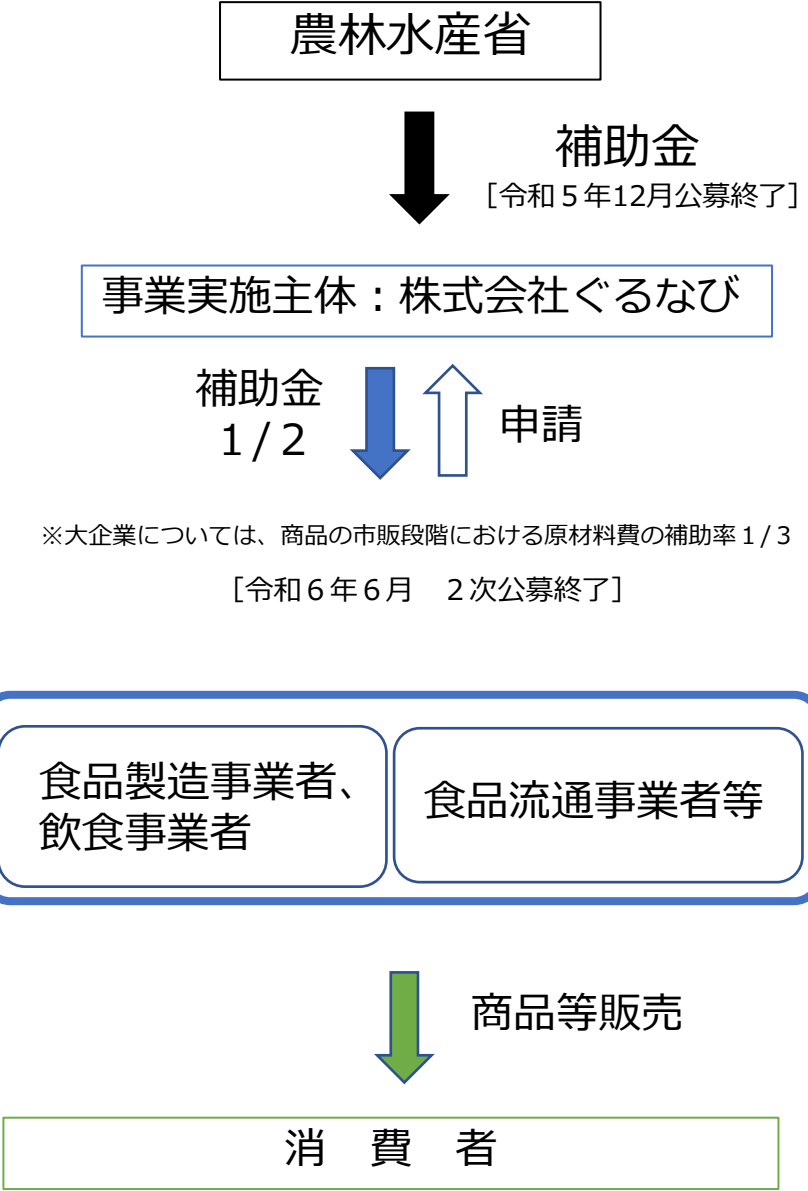
- ・ 米、米粉又は米粉が主原料で小麦グルテンを含まない取組の場合には設備・機械に加えて建屋も支援対象
- ・ 米粉を原料とした米粉加工製品の場合（主原料は除く）は、製造設備・機械が支援対象（建屋は対象外）

【補助上限8億円、下限2,500万円】



〇米粉商品開発等支援対策事業について

- 支援対象取組： 米粉の利用拡大を推進するために必要な米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等
- 補助対象者： (1) 食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）
(2) 飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体
(3) 食品流通事業者
- ※新用途米粉又はこれを原料とする製品を製造又は流通する取組を実施する事業者
- 支援対象経費： ・商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む）
・商品開発に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費
・食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成、初期費用、包材費は廃棄包装資材相当数分に限る）
・商品の宣伝広告費
- ※商品の市販段階における原材料費の支援対象は、食品の製造に用いる米穀及び米粉の増加分に限る。支援期間は3ヶ月間以内とする。
- 補助率： 1/2
(ただし、商品の市販段階における原材料費の支援は、大企業の場合1/3)
- 補助上限： 採択1件当たりの補助上限は1億円 補助下限は100万円



○米・米粉消費拡大対策事業について

支援対象取組： 国内で自給可能な米・米粉製品の消費拡大に向けた情報発信等を目的として、次に掲げる事業と必要な検証を行うものとします。

- 1 米・米粉や米粉製品に関する消費者の認知を向上させる取組
- 2 外食事業者・食品流通事業者等と連携した消費者の喫食機会を増やす取組
- 3 消費者のライフスタイルに基づく喫食データの収集とその利活用に向けた取組
- 4 消費者の商品選択に資する米粉の表示制度について関係団体と連携した普及の取組

補助対象者： 民間団体等（公募により選定）

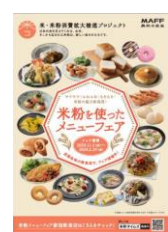
支援対象経費：

- ・事業費（会場借料、設営費、広告・宣伝費、情報発信費、データ収集・処理・分析費）
- ・旅費
- ・謝金
- ・人件費
- ・賃金
- ・委託費等

補助率： 定額



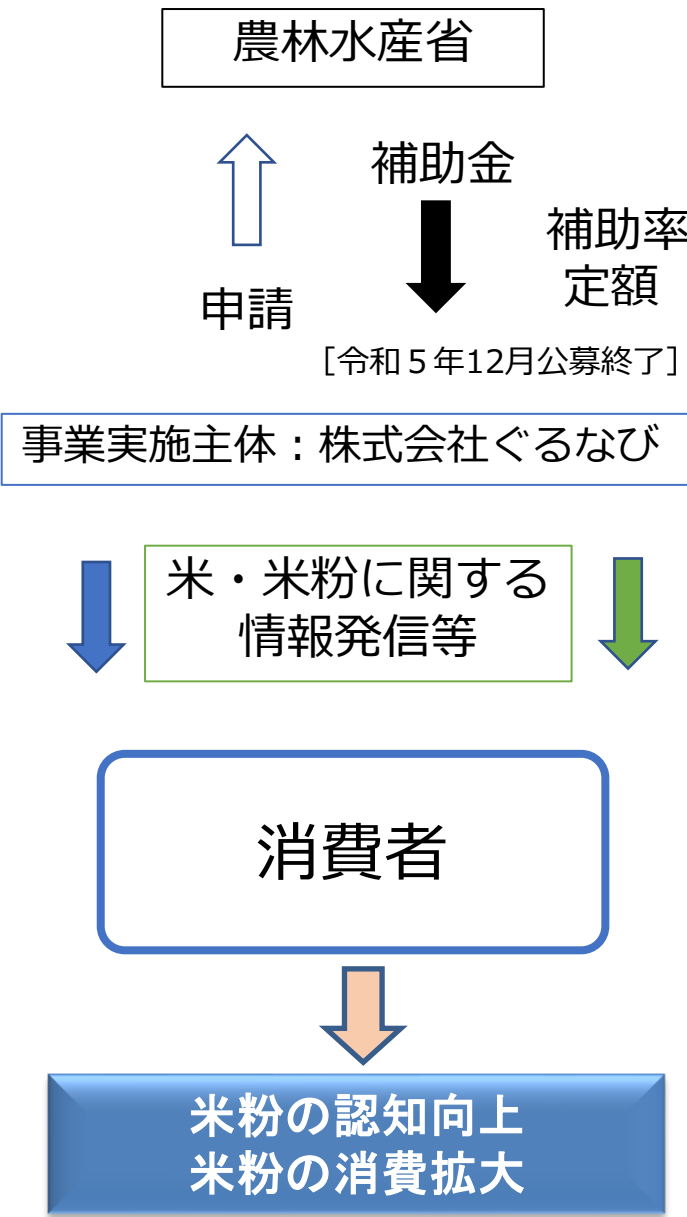
全国のスーパーマーケット、外食チェーン店とのコラボ



特設サイト・SNSでの情報発信



テレビCMの放映



○米粉製品製造能力強化等支援対策事業について

- 支援対象取組： 米粉製粉・米粉製品製造能力の強化を促進するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等
- 補助対象者： 新用途米粉又はこれを原料とする加工食品を製造する者等
- 支援対象経費：
- ・ 上屋等（製造施設等を覆うために必要な建築物等）
※出荷される全ての製品が米、米粉又は主原料が米粉であって小麦グルテンを含まない取組に限る。）
 - ・ 機械・設備
 - ・ その他（上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等（補助金額の20%以内）
- 補助率： 1/2
- 補助上限： 採択1件当たりの補助上限は8億円。補助下限は2,500万円
- 成果目標等： 補助対象施設若しくは当該施設で生産される製品の出荷先において、次の要件のいずれにも該当するものを設定するものとする。
- （1）次のア及びイを満たすこと
 - ア 米粉若しくは米粉製品を新規に製造し、又は製造量を10%以上増加させる。
 - イ 米粉使用量を目標年度までに10トン以上増加させる。
 - （2）次のアからウまでのいずれかを満たすこと。
 - ア 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される全ての製品又は製品の主原料を米粉とする。
 - イ 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される製品の重量の過半に、米粉を原料として2%以上使用する。
 - ウ イに相当する数量の米粉を原料として新たに使用し、目標年度までの米粉関係製品の出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準とする。
- 採択要件：
- （1）整備する設備等は、米粉又は米粉加工製品の製造量の増加につながるものであること。なお、既に米粉又は米粉加工製品の製造を行っている補助事業者が取組を行う場合は、補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において本事業の実施後、当該補助事業者の米粉の出荷量又は引取量の10トン以上かつ10%以上の増加を図ること。
 - （2）1事業実施計画当たりの総事業費が5,000万円以上であること。
 - （3）上屋を整備する場合、本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設においてCodex-HACCPを完全履行していることを客観的に証明すること。

農林水産省



[R6年9月 3次公募終了]

事業実施主体
(製粉企業、食品製造事業者)

米粉、米粉製品の製造・販売



<製パン施設>



<米粉製造機械>

米粉の利用拡大支援対策事業の問い合わせ先について

問合せ先（本省、地方農政局等）	担当地域（都道府県）	電話番号
農林水産省 穀物課	全国	03-6744-2517
北海道農政事務所 業務管理課	北海道	011-330-8808
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0406
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4623
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9021
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6213
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653